

特定区域設定の手引き

令和 6 年 2 月

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

農 林 水 産 省

特定区域設定のメリット

メリット① 区域内で有機農業を促進するための栽培管理協定を締結できます！。

- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- 当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を農用地区域に編入するよう要請できます。（農用地区域に編入されると、農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。）

メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 特定区域内の取組は、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。

みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・ グリーンな栽培体系への転換サポート
- ・ 有機農業産地づくり推進事業
（有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算）
- ・ 有機転換推進事業
- ・ SDGs対応型施設園芸確立
- ・ 地域循環型エネルギー構築
- ・ 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減のための基盤強化対策

農畜産業関係

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業
- ・ 農山漁村振興交付金
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 等

輸出促進関係・食品産業関係

- ・ GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト
- ・ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

他省庁予算

- ・ 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業【文科省】

- ・ 優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。
- ・ 令和6年度予算については、今後、内容が変更される場合があります。

メリット③ 事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続きをワンストップ化できます！。

対象事業：補助金等適正化法の特例、農地法の特例、酪肉振興法の特例。

特定区域の設定に向けた進め方①

Step 1

特定区域の要件に当てはまることの確認

- ・ 当該区域の取組について特定区域の要件に当てはまるか、地元の合意はまとまりそうか検討ください。
※相談いただければ、本省を交えて打ち合わせを行うことも可能です。
- ・ 基本計画の変更となるため、都道府県の窓口早めに相談してください。
(相談を受けた都道府県は、事務の省力化の観点から、他にも特定区域の設定を希望する市町村はないか声掛けを行うことも有効です。)

Step 2

特定区域設定に向けたスケジュールの作成

- ・ 市町村による案の策定から特定区域の設定まで、事務手続きのみでも最短で2か月程度かかることを留意してスケジュールを作成し、都道府県を通じて関係者に相談をお願いします。
- ※特に、補助金のポイント加算措置を希望する場合は、設定しなければならない時期についてご留意ください。(例：みどり交付金【R5補正・R6当初】：令和6年度までに設定)

<スケジュール案>

月	週	①〇〇市	②〇〇県	③農政局	④本省	補足情報
10月	2日週	Web打合せ				
	9日週	①修正案の作成・提出 (市→県)	②修正案の提出 (県→農政局)	③修正案の確認 (農政局+本省)		
	16日週		※①～③と平行して基本計画 の変更を全市町村へ合意確			
	23日週		④修正期間			
	30日週				⑤事前協議 (本省+環境省)	環境省との事前協議により 修正が入る可能性あり
11月	6日週			⑥事前協議の結果連絡（公告縦覧の開始依頼） (農政局→県)		
	13日週	⑦公告縦覧（パブコメ等）				
	20日週					
	27日週		⑧変更協議の提出（公文） (県→農政局)	⑨本協議（決裁処理） (農政局+本省+環境省)		環境省との本協議により 修正が入ることは無い
12月	4日週					
	11日週	⑩変更した 同意基本計画の公表	⑩本協議結果の回答（公文） (農政局→県)			
	18日週					

特定区域の設定に向けた進め方②

Step 3

特定区域の計画の作成・地元への説明

- 計画書は**実質 1 枚程度**です。（すでに設定されている場合、記載内容のバランスなど考慮ください。）
- 地元への説明を行い、特定区域の範囲や取組内容について検討の上、記載ください。

Step 4

国への事前協議・都道府県と市町村による公告縦覧の実施

- 記載内容が固まり次第、記載内容について本省から関係省庁（環境省等）への事前協議を行います。
- 出てきた意見を反映したもので公告縦覧を**2 週間**行ってください。公告縦覧の方法は問いませんが**都道府県と特定区域を設定する市町村どちらともで実施する必要があります**

Step 5

都道府県・市町村による国への本協議・同意

- 変更協議を都道府県・市町村（どちらかが代表して行ってもかまいません）から地方農政局へ提出ください。
- 同意を受けた場合、地方農政局から同意の通知があります。

特定区域の計画の記載例①

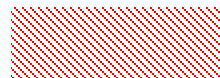
(別紙 1-8)

特定区域の区域及び事業活動の内容(〇〇市)

1. 特定区域の区域

(1) 区域

〇〇市(A学区、B学区、C学区、D学区、E学区、F学区、G学区、H学区、I学区、J学区)の10学区(ただし、市街化区域は除く。)(以下、「△△地域」という。)



: 特定地域△△地域

記載のポイント・留意点

・設定する特定区域の範囲を記載ください。
(参考として位置図も添付ください。)

設定する(特定)区域の単位は、

- ①農業集落、大字、学区、旧行政区域の単位など自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有することを基本としつつ、
- ②当該区域の取組の実態等を勘案し、飛び地も含めて設定できます。(市町村全体でも設定可能です)

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

△△地域は〇〇市の中山間に位置しており、●●水系の豊富な水と肥沃な大地に恵まれ、高速道路や主要幹線道路網が整備された立地条件を生かし水稲や露地野菜などの土地利用型農業が中心に行われている。

近年では都市部からのアクセスの良好さなどから、農泊施設やカフェ、キャンプ場の新規出店及び計画がなされるとともに、環境への意識から、当該地区における有機農産物のニーズも高まっている。

有機農業については、A学区でブランド化されている茶をはじめとして、稲や野菜、果樹などの品目についても取組が広まりつつあるが、いまだ一部の取組であり面的な広がりがあるとは言えない。

また、本市は水道用水の多くを■■川の表流水などの自己水でまかなっている。特に、△△地域は水道用水の約半分を取水する大切な水源地域となっている。

そこで、本区域を特定区域として設定することを契機として、「〇〇の水」を守るために行う持続可能な農業としてブランド化し、地域一体となって、有機農業の生産技術の確立、当該技術の移住者や慣行農家への普及、企業等と連携した有機農産物の消費促進を行うことで、農業における担い手不足、荒廃農地の拡大といった地域課題の解決を図る。

記載のポイント・留意点

・当該区域内で特定負荷低減事業活動が実施され、高い環境負荷低減の効果が見込まれることを示していただくため、以下を記載ください。

- ①環境負荷低減の取組が広がる素地があること。
- ②地域における現状の環境負荷低減の取組の状況。
- ③地域ぐるみの環境負荷低減の取組の拡大に向けた対策。

2. 特定環境負荷低減事業活動としても求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

△△地域では、持続的に有機農業を実践するため、都市部住民等による半農半Xの推進を重点的に行い、都市部から農村部への人の流れを促進するとともに、有機農業者やJA、商工会等が参画する「有機農業産地づくり協議会」を中心に、有機農業の栽培技術の蓄積及び継承を積極的に行うことで地域として新たな有機農業者の増加、産地の維持・活性化を図る。

また、スマート農業技術の導入等による省力化、高品質化、作業の平準化を図るとともに、放置竹林を活用したバイオ炭の施用等のカーボンニュートラルへの取組とも連携した新たな栽培技術を構築し、有機農業栽培面積の増加及び団地化を目指す。

さらに、地域内で生産された有機農産物の消費拡大を図るため、学校や企業等との連携を図りながら地域内流通の構築や6次産業化等を推進するとともに、地域を有機農業産地としてブランド化していく。

記載のポイント・留意点

- ・特定環境負荷低減の取組類型のうち、以下いずれかを記載ください。
 - ①有機農業の生産活動。（例：有機農業の団地化）
 - ②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動。（例：工場の廃熱・廃CO2を活用した園芸団地の形成）
 - ③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング、地域で普及が進んでいないペレット堆肥の地域での活用）

記載のポイント・留意点

- ・二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むことわかるように、団体での取組を記載ください。
- ・生産方法又は流通・販売方法の共通化を図っていることがわかるように、共同で実施する内容を記載ください。
- ・地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めることがわかるように、地方自治体がどのように参画するのか記載ください。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム法
基本計画ページ



みどりの食料システム法
トップページ

